

あわぎん定期預金おまとめサービス規定

1. (あわぎん定期預金おまとめサービス)

あわぎん定期預金おまとめサービス(以下「おまとめサービス」といいます)は、指定定期預金口座の定期預金をあらかじめ指定をうけた日(以下「おまとめ日」といいます)に自動的に取りまとめるお取引をいいます。なお、積立式定期預金については、この取扱いをしません。

2. (おまとめ対象定期預金)

(1) おまとめサービスの対象となる定期預金(以下「おまとめ対象定期預金」といいます)は、指定定期預金口座に預入れられた次に規定する自動継続定期預金とします。

- ① 自由金利型定期預金〔M型〕(以下「スーパー定期」、「スーパー定期300」といいます)
 - ② 自由金利型定期預金 ③ 据置期間を経過した期日指定定期預金
- (2) 上記(1)に規定する定期預金であっても、次の定期預金はおまとめ対象定期預金としません。
- ① 少額貯蓄非課税制度の対象定期預金
 - ② 総合口座以外の当行に対する債務の担保となっている定期預金
 - ③ おまとめサービスの対象としない旨特別に申出をうけた定期預金

3. (指定定期預金口座に預入れられた定期預金の取扱い)

- (1) 新たに指定定期預金口座に店頭または自動預金入金支払機(ATM)で預入れられた定期預金は、お客さまから特別のお申出がない限りおまとめ対象定期預金とし、おまとめ日を満期日とする自動継続定期預金として取扱います。また、店頭でおまとめ日以外の日を満期日とする旨お申出をうけた定期預金についても、上記2(2)③のお申出がない場合は、その満期日に下記(3)と同様に取扱います。
- (2) 新たに指定定期預金口座にあわぎん自動定期化サービスおよびあわぎんANSERサービス(振込・振替機能)により預入れられた定期預金は、上記(1)にかかわらず別にこれらの各サービスについて当初お申出いただいた期間の定期預金として取扱います。なお、満期日(期日指定定期預金については最長預入期限)が到来したときは、下記(3)と同様に取扱います。
- (3) 既に指定定期預金口座に預入れられている自動継続定期預金について、おまとめ日前に満期日(期日指定定期預金については最長預入期限)が到来したときは、満期日(期日指定定期預金については最長預入期限)におまとめ日を満期日とする自動継続定期預金として取扱います。
- (4) 上記(1)、(2)および(3)について、おまとめ日までの預入期間が当該定期預金の当行所定の最短預入期間に満たない場合は、次回おまとめ日を満期日とする自動継続定期預金として取扱います。

4. (おまとめ日の取扱いおよびおまとめ後の定期預金の種類・利率等)

- (1) おまとめ日を満期日とするおまとめ対象定期預金(おまとめ日に据置期間を経過している期日指定定期預金を含みます。)について、その元金および利息(おまとめ対象定期預金の利息の取扱い方法が利払式の場合を除きます。)を合算し、おまとめ後の定期預金の元金額とします。なお、期日指定定期預金については、最長預入期限までの利回りが、その元金で作成した定期預金の利率を上回る場合には、お客さまに通知することなくそのおまとめ日のサービスは取扱いません。(次回以降のおまとめ日にもこれと同様に取扱います。)
- (2) おまとめ後の定期預金の種類は、預入金額に応じて、スーパー定期、スーパー定期300、自由金利型定期預金のいずれかとし、その預入期間・利息については、あらかじめ指定をうけた取扱い方法とします。また、利率は、おまとめ日におけるおまとめ後の定期預金の預入期間に応じた当行所定の利率とします。

5. (申込事項の変更)

おまとめ後の定期預金の預入期間・利息の取扱い方法を変更する場合は、あらかじめ書面により当店へ届出てください。

6. (解約)

- (1) この取扱いは、お客さままたは当行の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当行に対する解約の通知は書面により当店へ届出てください。
- (2) 指定定期預金口座が解約された場合、この取扱いは同時に解約されたものとします。
- (3) この取扱いを解約した場合、指定定期預金口座に預入れられているおまとめ対象定期預金のうち、期間1か月超3か月未満・期間3か月超6か月未満・期間6か月超1年未満・期間1年超2年未満の定期預金は、満期日に次のとおり取扱います。

・期間1か月超3か月未満の定期預金	期間1か月の定期預金として自動継続します。
・期間3か月超6か月未満の定期預金	期間3か月の定期預金として自動継続します。
・期間6か月超1年未満の定期預金	期間6か月の定期預金として自動継続します。
・期間1年超2年未満の定期預金	期間1年の定期預金として自動継続します。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、各「定期預金規定」により取扱うものとします。

8. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2021.3.15 現在)